

個人事業主・会社役員のみなさんへ

小規模企業共済への加入には…

年齢制限がありません

個人事業主・会社役員のみなさんを応援する法律に基づく国の制度で、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営し、現在124万人の方が加入しています。

小規模企業共済に類似する他の制度と比べると

	小規模企業共済	国民年金基金	確定拠出年金(個人型)
加入年齢上限	上限はありません	59歳まで	59歳まで
掛金上限 税制優遇措置	月7万円/年間84万円 全額所得控除	月6.8万円/年間81.6万円 *所得控除の上限は国民年金基金と合算	
任意解約の可否	可	不可	不可
受取時期	廃業、会社解散時等	60歳または65歳から	60歳または65歳から
受取方法 税制優遇措置	一括受取り 退職所得扱い 分割受取り 公的年金等の 雑所得扱い	分割受取り 公的年金等の 雑所得扱い	一括受取り 退職所得扱い 分割受取り 公的年金等の 雑所得扱い

※中小機構発行:商工共済ニュース2009年7月号から

上記のように小規模企業共済制度は、小規模企業経営者であれば60歳を超えていても年齢の上制限なく加入できることも大きなメリットです。

加入して

退職金、ハッピーリタイアの準備・将来の生活の安定 掛金の全額所得控除で大きな節税メリット

- 廃業、会社解散時等に共済金を受け取れます(廃業、会社解散は掛金納付月数6ヶ月以上・役員退任(任意)は12ヶ月以上の場合に共済金を受け取れます)。
- 任意解約の場合、掛金納付月数が12ヶ月未満のときは掛け捨て、240ヶ月未満は掛金総額を下回りますが、確定申告時の掛金控除による節税額を考えれば、必ずしも不利ではありません。詳しくは裏面ご参照下さい。
- 共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。(任意解約でも年齢が65歳以上であれば「退職所得扱い」となります)
- 掛金は毎月1,000~70,000円(500円単位)。全額所得控除になります。
- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人は不要)。

中・高年、ご高齢者の経営者も安心して加入いただけます

これだけ税金が少なくなります!

■ 掛金の全額所得控除による節税額一覧

加入前の課税所得	加入前の税額		加入後の節税額				
	所得税 (円)	住民税 (円)	掛金月額 1万円	掛金月額 2万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	102,500	204,000	20,500	38,500	56,500	92,500	128,500
250万円	152,500	254,000	24,000	48,000	A 72,000	117,500	153,500
300万円	202,500	304,000	24,000	48,000	72,000	120,000	168,000
400万円	372,500	404,000	36,000	72,000	108,000	180,000	238,000
500万円	572,500	504,000	36,000	72,000	108,000	180,000	252,000
600万円	772,500	604,000	36,000	72,000	108,000	180,000	252,000
800万円	1,204,000	804,000	39,600	79,200	118,800	198,000	277,200

※平成21年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。

■ 共済金

掛金月額10,000円の場合(掛金月額70,000円の場合は、下表を7倍して下さい)

納付年数	掛金合計額	共済事由		
		共済金A	共済金B	準共済金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円

※共済金は退職所得扱い(一括受取)、または公的年金等の雑所得扱い(分割受取)

■ 解約手当金

任意解約	・65歳以上であれば、退職所得扱い ・65歳未満であれば、一時所得扱い
機構解約	一時所得扱い

※一時所得扱いの場合、所得額から納付済み掛金額を控除することはできません。

※機構解約とは、掛金を12ヶ月分以上滞納したため、中小機構から共済契約を解除されることをいいます。

- 任意解約でも掛金の全額所得控除による節税額を考えれば、**掛金控除後の課税所得額が200万円以上の場合、必ずしも不利ではありません(上記「節税額一覧」の赤囲み部分)。**

例 課税所得250万円・掛金月額3万円の契約者が加入後5年で任意解約した場合

掛金月額	掛金納付月数	加入期間中の節税額	掛金総額	解約手当金
30,000円	5年(60ヶ月)	360,000円	1,800,000円	1,440,000円

※解約手当金は、加入後5年の場合、掛金総額の80%です。

掛金総額 1,800,000円 - 節税額 360,000円(上の表のA × 5年分) = 実質納付額 1,440,000円

解約手当金 1,440,000円 = 実質納付額 1,440,000円 となり、マイナスはありません。

(※加入期間中の万一の場合の手厚い保障や、緊急時の貸付制度等の保険的機能・安心感は計算していません)

■ 制度の仕組み、加入申込等は当税理士事務所にご相談ください。

顧問税理士事務所名



TFSグループ

TFS 国際税理士法人

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL.03-3225-6400 (代) FAX.03-3225-6405 (代)
URL: <http://www.tfsnavi.jp/>

担当

TKC 企業共済会

〒108-0075

東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー13F

電話 03-6716-7815・7811 FAX 03-6716-7910